

地質調査業者登録規程の解釈及び運用の方針

(平成15年4月28日国総振第15号)

最終改正：令和2年12月23日国不専建第27号

地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号。）（以下「規程」という。）の解釈及び基本的な運用の方針（平成15年4月28日国総振第15号。）（以下「本運用方針」という。）は下記のとおりとする。

記

1 登録の要件関係（規程第3条関係）

(1)技術管理者（第1号関係）

「地質調査の技術上の管理をつかさどる専任の者」（以下、「技術管理者」という。）とは、規程第3条第1号イ、ロ又はハに該当する者で、規程第4条第1項第2号に該当する営業所に常勤（休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務することをいう。）、かつ、地質及び土質について調査、計測、解析又は判定することにより、土木建築工事の設計若しくは監理又は土木建築工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質及び土質に関する資料の提供並びにこれに付随する業務の技術上の管理を専任で行う者とする。

技術管理者は、地質調査に関し専任であることが求められるので、同一人が地質調査業者の技術管理者と他に専任であることが求められる者（地質調査業の現場管理者、建設コンサルタントの技術管理者、建設業の専任技術者、建築士事務所の管理建築士等）を兼任することはできないものとする。

規程第3条第1号ロ又はハの要件を満たしているか否かの確認は、技術士法施行規則（昭和59年3月21日総理府令第5号）の改正に伴う経過措置を踏まえて行うものとする。

(2)技術管理者の実務経験の審査（第1号イ関係）

規程第3条第1号イに該当するとしている当該地質調査業者が置くこととしている技術管理者（以下「配置予定技術管理者」という。）は、規程別記様式第5号により実務の経験について規程第3条の要件を満たすのか否か審査を行う。実務経験の審査は登録を受けようとする（登録の内容の変更をしようとする場合を含む。本号において同じ。）時と同時又は登録を受けようとする前に行う。

なお、登録を受けようとする前の実務経験の審査（以下「事前審査」という。）の申請は次に規定する①～⑥までによることとする。

- ① 申請は、配置予定技術管理者について行うものとする。
- ② 申請は隨時、受理するものとする。
- ③ 申請は、配置予定技術管理者について、次を規程別記様式第5号に添えて、提出するものとする。なお、提出された規程別記様式第5号は返却しないこととする。

る。

イ 住民票の抄本又は在留カードの写し

ロ 大学若しくは高等専門学校において、規程別表第1項に掲げる学科を修めて卒業した（当該学科を修めて専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）ことを証する証明書

ハ 審査結果返信用封筒（所要の切手貼付、住所、宛名明記）

④ 事前審査の結果及び規程別記様式第5号を除く提出書類は、郵送にて通知及び返却する。

⑤ 事前審査にて規程第3条の要件を満たすとされた通知の効力は、通知日より1年間が経過した時、又はその者を技術管理者として登録した時に無効となる。

⑥ 事前審査にて規程第3条の要件を満たすとされた通知の効力の有効な期間において、同一申請者からの配置予定技術管理者に関する再度の事前審査の申請は受理しないものとする。

(3) 技術管理者の認定（第1号口関係）

規程第3条第1号ロに規定する認定については、次に規定する①から⑪までによることとする。

① 認定は、登録を受けようとする地質調査業者の実状に応じて行うものであり、認定の申請は、当該地質調査業者が置くこととしている技術管理者（以下「配置予定技術管理者」という。）について行うものとする。

② 認定を受けようとする地質調査業者に規程第3条第1号イ、ロ又はハに該当する者が所属している場合は、原則として、認定の申請は受理しないものとする。

③ 配置予定技術管理者が次のいずれかに該当する場合には、規程第3条第1号イに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有するものとして認定を行うものとする。

イ 地質調査に関し25年以上の実務の経験を有する者

ロ 学校教育法による高等学校又は専修学校において、規程別表第2項に掲げる学科を修めて卒業した後、地質調査に関し20年以上の実務の経験を有する者

ハ 学校教育法による大学又は高等専門学校において、規程別表第1項に掲げる学科以外の理工系学科を修めて卒業した（規程別表第1項に掲げる学科以外の理工系学科を修めて専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、地質調査に関し20年以上の実務の経験を有する者

ニ 技術士法第4条第1項の技術部門を本運用方針別表の左欄に掲げる技術部門（選択科目をそれぞれ同表の右欄に掲げるもののいずれかとするものに限る。）とする第2次試験に合格した者で、規程第3条第1号ハに該当せず、かつ地質調査に関し5年以上の実務の経験を有する者

④ 認定の申請は、原則として、毎年度1回、7月1日から7月31日までの1か月間に受理するものとする。

⑤ 認定の申請は、本運用方針別記第1号様式による認定申請書の正本及び副本に、それぞれ次に規定する書類（副本にあってはその写し）を添えて、提出するものとする。

- イ 住民票の抄本又は在留カードの写し
- ロ ③口に該当する者として申請する時は、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。以下同じ。）又は専修学校において、規程別表第2項に掲げる学科を修めて卒業したことを証する証明書
- ハ ③ハに該当する者として申請する時は、学校教育法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）において、理工系の学科を修めて卒業した（理工系の学科を修めて専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）ことを証する証明書
- ニ ③ニに該当する者として申請する時は、技術士法（昭和58年法律第25号）第54条に規定する公益社団法人日本技術士会が交付する技術士登録等証明書の写し
- ⑥ 認定の申請があった場合において、認定申請書及びその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり又は重要な事実の記載が欠けているときは、認定を行わないものとする。
- ⑦ 認定のための審査は、原則として書面により行うものとし、必要に応じ面接審査を行うものとする。
- ⑧ 認定には、必要に応じ、条件や期限を付すことがある。
- ⑨ 認定の申請をした地質調査業者が、通知費用を負担し、あらかじめ申し出たときは、認定を行った旨あるいは認定を行わなかった旨を、それぞれ本運用方針別記第2号様式及び第3号様式により通知するものとする。
- ⑩ 次のいずれかに該当する場合には、認定の効力は失われるものとする。
- イ 認定された配置予定技術管理者（以下「技術管理者認定者」という。）で1年以内に技術管理者として登録されなかった者、又は退職等により認定を受けた地質調査業者に所属しなくなった者
- ロ 過去に認定された経歴を有する者の所属状況（本運用方針別記第14号様式）に記載がない者
- ⑪ 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合には、認定を取り消すものとする。
- (4) 現場管理者（第2号関係）
- 「現場における地質又は土質の調査及び計測を管理する専任の者」（以下、本運用方針において、「現場管理者」という。）とは、規程第3条第2号イ又はロに該当する者で、規程第4条第1項第2号に該当する営業所に常勤（休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務することをいう。）で、かつ地質又は土質についての調査及び計測の業務の技術上の管理を専任で行うものとする。
- 現場管理者は、専任であることが求められるので、同一人が地質調査業者の現場管理者と他に専任であることが求められる者（地質調査業の技術管理者、建設コンサルタントの技術管理者、建設業の専任技術者、建築士事務所の管理建築士等）を兼任することはできないものとする。

(5) 現場管理者の実務経験の審査（第2号イ関係）

規程第3条第2号イに該当するとしている当該地質調査業者が営業所ごとに置くこととしている現場管理者（以下「配置予定現場管理者」という。）は、規程別記様式第5号により実務の経験について規程第3条の要件を満たすのか否か審査を行う。実務経験の審査は登録を受けようとする時と同時又は登録を受けようとする前に行う。

なお、登録を受けようとする前の実務経験の審査（以下「事前審査」という。）の申請は次に規定する①～⑥までによることとする。

- ① 申請は、配置予定現場管理者ごとについて行うものとする。
- ② 申請は隨時、受理するものとする。
- ③ 申請は、配置予定現場管理者ごとについて、次を規程別記様式第5号に添えて、提出するものとする。なお、提出された規程別記様式第5号は返却しないこととする。
 - イ 住民票の抄本又は在留カードの写し
 - ロ 高等学校において規程別表第2項に掲げる学科を修めて卒業したことを証する証明書、又は大学若しくは高等専門学校において規程別表第3項に掲げる学科を修めて卒業した（当該学科を修めて専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）ことを証する証明書
 - ハ 審査結果返信用封筒（所要の切手貼付、住所、宛名明記）
- ④ 事前審査の結果及び規程別記様式第5号を除く提出書類は、郵送にて通知及び返却する。
- ⑤ 事前審査にて規程第3条の要件を満たすとされた通知の効力は、通知日より1年間が経過した時、又はその者を現場管理者として登録した時に無効となる。
- ⑥ 事前審査にて規程第3条の要件を満たすとされた通知の効力の有効な期間において、同一申請者からの同一営業所の配置予定現場管理者に関する再度の事前審査の申請は受理しないものとする。

(6) 現場管理者の認定（第2号ロ関係）

規程第3条第2号ロに規定する認定については、次に規定する①から⑨までによることとする。

- ① 認定は、登録を受けようとする地質調査業者の実状に応じて行うものであり、認定の申請は、当該地質調査業者が営業所ごとに置くこととしている現場管理者（以下「配置予定現場管理者」という。）ごとについて行うものとする。
- ② 認定の申請に係る配置予定現場管理者が次のいずれかに該当する場合には、規程第3条第2号イに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者として認定を行うものとする。
 - イ 地質又は土質の調査及び計測に関し13年以上の実務の経験を有する者
 - ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校において、規程別表第3項に掲げる学科以外の理工系の学科を修めて卒業した（規程別表第3項に掲げる学科以外の理工系学科を修めて専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、地質及び土質の調査又は計測に関し10年以上の実務の経験を有する者

ハ 一般社団法人全国地質調査業協会連合会の地質調査技士資格検定試験規程
第1条に基づく地質調査技士資格検定試験（部門を同規程第3条第1項第1号の現場調査部門又は同項第2号の現場技術・管理部門とするものに限る。）に合格し登録を受けている者又は平成14年8月23日の改正前の地質調査技士資格検定試験規程第1条に基づく地質調査技士資格検定試験に合格し登録を受けている者

- ③ 認定の申請は、②イ又はロに該当する者として申請する時は、隨時、受理するものとし、②ハに該当する者として申請する時は、登録の申請又は登録の内容の変更の届出と併せて行うものとする。
- ④ 認定の申請は、②イ又はロに該当する者として申請する時は、規程別記様式第5号ロによって、②ハに該当する者として申請する時は、登録の申請又は登録の内容の変更の届出に必要な書類によって行うものとし、それぞれ規程別記様式第5号ロに、次に規定する書類を添えて、提出するものとする。

イ 住民票の抄本又は在留カードの写し

ロ ②ロに該当する者として申請する時は、学校教育法による大学又は高等専門学校において、理工系の学科を修めて卒業した（理工系の学科を修めて専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）ことを証する証明書

ハ ②ハに該当する者として申請する時は、一般社団法人全国地質調査業協会連合会（東京都千代田区内神田1丁目5番13号）により交付される地質調査技士携帯用登録証の写し

- ⑤ 認定の申請があった場合において、認定申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、認定を行わないものとする。
- ⑥ 認定のための審査は、原則として書面により行うものとし、必要に応じ面接審査を行うものとする。
- ⑦ 認定の申請をした地質調査業者（②ハに該当する者を配置予定現場管理者とする者を除く。）が、通知費用を負担し、あらかじめ申し出たときは、認定を行った旨あるいは認定を行わなかつた旨を、それぞれ本運用方針別記第5号様式及び第6号様式により通知するものとする。
- ⑧ 次のいずれかに該当する場合には、認定の効力は失われるものとする。

イ 認定された配置予定現場管理者（以下「現場管理者認定者」という。）で1年以内に現場管理者として登録されなかった者、又は退職等により認定を受けた地質調査業者に所属しなくなった者

ロ 過去に認定された経歴を有する者の所属状況（本運用方針別記第14号様式）に記載がない者（②ハに該当する者及び平成28年7月1日以前に認定された者を除く）

- ⑨ 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合には、認定を取り消すものとする。

(7)財産的基礎又は金銭的信用（第3号関係）

登録の申請をした地質調査業者が、法人である場合においては資本金の額が50

0万円以上であり、かつ、自己資本の額が1000万円以上である者、個人である場合においては自己資本の額が1000万円以上である者は、原則として、財産的基礎又は金銭的信用があるものとして取り扱う。

2 登録の申請関係（規程第4条及び第8条関係）

(1)技術管理者関係（第4条第1項第4号、第8条第1項第4号関係）

登録若しくは登録の更新の申請をする地質調査業者又は登録の内容の変更の届出をする地質調査業者は、配置予定技術管理者について、規程に規定する必要な書類に加え、次の書類を規程別記様式第5号イに添えて、提出するものとする。なお、技術管理者の所属営業所に変更が生じた場合等も変更届出の対象とする。なお、健康保険被保険者証の写しの送付を受ける際は、あらかじめ申請者に、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すよう求めること。マスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者がマスキングを施すこととする。

- イ 住民票の抄本又は在留カードの写し
- ロ 規程第3条第1号イに該当する者にあっては、大学若しくは高等専門学校において、規程別表第1項に掲げる学科を修めて卒業した（当該学科を修めて専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）ことを証する証明書（登録の更新を申請する場合にあっては、その写し。）
- ハ 規程第3条第1号ロに該当する者（技術管理者認定者）にあっては、別記第2号様式による認定通知書の写し
- ニ 規程第3条第1号ハに該当する者にあっては、公益社団法人日本技術士会が交付する技術士登録等証明書（申請前3か月以内に交付されたものに限る。）
- ホ 常勤を証する書面（登録の申請をする地質調査業者が法人の場合にあっては、技術管理者の健康保険被保険者証の写し（事業所名称又は事業所所在地の記載のあるもの）、標準報酬決定通知書の写し及びその他常勤を証るために各地方整備局等の担当者が指示する書類、個人である場合にあっては、健康保険被保険者証の写し及びその他常勤を証するために各地方整備局等の担当者が指示する書類）

(2)現場管理者関係（第4条第1項第5号関係）

登録若しくは登録の更新の申請をする地質調査業者又は登録の内容の変更の届出をする地質調査業者は、配置予定現場管理者ごとに、規程に規定する必要な書類に加え、次の書類を規程別記様式第5号ロに添えて、提出するものとする。なお、健康保険被保険者証の写しの送付を受ける際は、あらかじめ申請者に、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すよう求めること。マスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者がマスキングを施すこととする。

- イ 住民票の抄本又は在留カードの写し
- ロ 規程第3条第2号イに該当する者にあっては、高等学校において規程別表第2項に掲げる学科を修めて卒業したことを証する証明書、又は大学若しくは高等専門学校において規程別表第3項に掲げる学科を修めて卒業した（当該学科を修めて専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）ことを証する証明書

(登録の更新を申請する場合にあっては、その写し。)

- ハ 本運用方針1(6)②イ及びロに該当する者にあっては、別記第5号様式による認定通知書の写し
- ニ 本運用方針1(6)②ハに該当する者にあっては、本運用方針1(6)④ハに規定する書類
- ホ 常勤を証する書面(登録の申請をする地質調査業者が法人の場合にあっては、現場管理者の健康保険被保険者証の写し(事業所名称又は事業所所在地の記載のあるもの)、標準報酬決定通知書の写し及びその他常勤を証するために各地方整備局等の担当者が指示する書類、個人である場合にあっては、健康保険被保険者証の写し及びその他常勤を証するために各地方整備局等の担当者が指示する書類)

(3) 地質調査業者団体関係 (第3項第13号関係)

地質調査業者団体とは、地質調査業に関する調査、研究、指導等地質調査の適正な実施を確保するとともに、地質調査業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う団体をいう。

3 登録の実施関係 (規程第5条及び第8条第2項関係)

登録若しくは登録の更新の申請をする地質調査業者又は登録の内容の変更の届出をする地質調査業者が、通知費用を負担し、あらかじめ申し出たときは、規程に基づき登録、登録の更新又は登録の内容の変更をしたことを本運用方針別記第7号様式により通知するものとする。

4 登録をしない場合関係 (規程第6条関係)

(1) 規程第6条第1項第6号の「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」とは、その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者をいい、具体的には、次のような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものとして取り扱う。

- ① 過去において、繰り返し登録の消除を受けている者
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者
- ③ 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

(2) 規程第6条第1項第10号の「暴力団員等がその事業活動を支配する者」とは、暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者などをいい、その他にも例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものも含む。

- (3) 規程第6条第1項第5号、第6号又は第10号に該当する事由の有無については、警察当局の意見を聞くものとする。
- (4) 登録の申請、登録の更新申請若しくは役員又は支配人の新任に係る変更の届出をする地質調査業者は、規程第6条第1項第5号、第6号又は第10号に該当する事由の有無の審査のため、役員等一覧表（様式第7号別表）に記載の個人情報が警察当局に提供されることに同意の上、書類を提出するものとする。

5 登録をしない場合等の通知関係（規程第6条第2項及び第8条第2項関係）

規程第6条第2項に基づく通知（規程第8条第2項において準用される場合を含む。）は、本運用方針別記第8号様式によるものとする。この場合本運用方針3により提出された返信用封筒を使用できるものとする。

6 現況報告書関係（規程第7条関係）

国、地方公共団体等の契約締結のための競争参加資格の審査に資するため、現況報告書により登録の事実及びその内容を知ることができることに鑑み、現況報告書を提出する地質調査業者が、規程第7条第2項の規定にかかわらず、現況報告書を2部提出し、返還費用を負担し、あらかじめ申し出たときは、規程に基づき適正に受理したことを証する管轄の地方整備局又は北海道開発局の確認印をその1部に押印した上で、返還するものとする。

7 登録の停止関係（規程第11条関係）

規程第11条第2項に規定する登録停止簿は、本運用方針別記第9号様式によるものとする。また、登録の全部又は一部を消除した場合の規程第11条第4項において準用する第6条第2項に基づく通知は、本運用方針別記第10号様式によるものとする。この場合本運用方針3により提出された返信用封筒を使用できるものとする。

8 登録の消除の通知関係（規程第12条関係）

登録の全部又は一部を消除した場合の規程第12条第2項において準用する第6条第2項に基づく通知は、本運用方針別記第11号様式によるものとする。この場合本運用方針3により提出された返信用封筒を使用できるものとする。

9 使用人数関係（規程別記様式第4号及び第18号ニ関係）

規程別記様式第4号及び第18号ニに示す表は、地質調査業者の人的構成を、業務区分ごとに、関連する資格等の別に明確に表示、把握できることを目的とするものである。「その他地質調査に関する資格」の欄には、一級土木施工管理技士及び地質調査技士等について記載できることとする。また外国の地質調査に関する資格を有する者が所属している場合で、当該資格の名称及びその保有人数を記載することは、閲覧を行う者の当該資格の態様等の理解に資するため、本運用方針別記第12号様式による資格概要説明書を添付できるものとする。

1 0 技術者一覧表関係（規程別記様式第8号及び第18号へ関係）

規程別記様式第8号(1)及び第18号へ(1)に示す表は、高度の専門的応用能力を有する技術者について、表示、把握できることを目的とするものである。本表に記載できる者としては、技術士又は一級土木施工管理技士もしくは地質調査技士を原則とし、外国の地質調査に関する資格で技術士相当のものを有する者について記載する場合には、閲覧を行う者の当該資格の態様等の理解に資するため、本運用方針別記第13号様式による技術士相当資格概要説明書を添付できるものとする。

1 1 過去に認定された者の在籍報告

規程別記様式第8号及び第18号へを提出するときは、併せて本運用方針別記第14号様式を提出しなければならない。

本運用方針別記第14号様式には、これを提出しようとする地質調査業者の申請に基づく、過去を含め全ての技術管理者認定者及び現場管理者認定者（現場管理者については、平成28年7月1日以前に認定されたもの及び本運用方針1(6)②ハに該当する者を除く）のうち、本運用方針別記第14号様式の提出日に当該地質調査業者に在籍する全ての者について記載するものとする。

1 2 施行日について

令和2年12月23日付け国土建整国土専建第__号による改正内容の施行日は令和3年1月1日とする。

別表 (略)